

## 串間市身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業の実施について」（平成16年12月24日障発第1224004号）及び串間市補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、身体障害者に対して自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業の事務取扱について定めることを目的とする。

### (事業の種類)

第2条 この要綱で定める事業は、身体障害者が行う次の事業とする。

- (1) 自動車運転免許取得助成事業
- (2) 自動車改造助成事業

### (事業の対象者)

第3条 前条第1号に規定する事業の対象者は、市内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者であり、かつ、その者が属する世帯が特別障害者手当で用いる所得制限限度額を超えない世帯である者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号（以下「令別表」という。）に規定する者のうち、1級から3級までの等級に該当する者
- (2) 前号に掲げる令別表の等級が4級以下の者であって、かつ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により自動車に身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずることが必要とされている者並びに補聴器の使用が必要とされている聴覚障害者
- (3) 第1号又は第2号に該当する施設入所者で当該施設長の許可を受け、かつ、自動車運転免許取得が必要であると判断された者

2 前条第2号に規定する助成事業の対象者は、市内に住所を有し、法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 規則別表第5号に規定するもののうち、1級から4級までの等級に該当する者
- (2) 道路交通法第84条第1項により自動車の運転免許を受け、道路交通法第91条の規定により、身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずる必要があり、かつ、自動車を所有する者
- (3) その者が属する世帯が特別障害者手当で用いる所得制限の限度額を超えない世帯である者

### (助成額)

第4条 第2条第1号に規定する事業の助成額は、自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2以内とする。ただし、10万円を限度とする。

2 第2条第2号に規定する事業の助成額は、自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、10万円を限度とする。

(申請)

第5条 前条に掲げる助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車運転免許の取得又は自動車改造を行う前に、別表第1に掲げる書類を添えて市長に補助金交付を申請しなければならない。ただし、第2条第2項に規定する事業について、申請者が自動車教習所等での教習に使用するために改造をしようとするものであるときは、第2条第1項に規定する事業の申請と同時に行わなければならない。

(着手時期)

第6条 申請者は、助成金の交付決定通知後に自動車運転免許の取得又は自動車改造を行わなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、自動車運転免許の取得又は自動車改造が完了したときは、別表第2に掲げる書類を添えて市長に報告をしなければならない。

(助成金の交付)

第8条 申請者が決定通知を受けた日の属する年度内に自動車運転免許の取得、又は自動車改造を完了しないときは、当該決定は無効とし、助成金の交付は行わないものとする。ただし、この場合に限り第5条の規定にかかわらず、対象者は翌年度以降に再び申請することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月2日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

別表第 1

助成事業	申請に必要な書類
自動車運転免許取得助成	(1) 自動車運転免許取得助成事業計画書 (別記様式第 1 号) (2) 収支予算書 (別記様式第 3 号) (3) 身体障害者手帳の写し (4) 自動車教習所等の入所見込み又は入所を証する書類 (5) 自動車教習所等の教習料を明らかにする書類 (6) 運転免許取得に関して条件が必要であると判定された者については、判定結果についての書類 (7) 施設入所者にあつては、施設長の許可書
自動車改造助成	(1) 自動車改造助成事業計画書 (別記様式第 2 号) (2) 収支予算書 (別記様式第 3 号) (3) 自動車車検証の写し (購入と同時の場合は見積書) (4) 改造施行業者の見積書及び改造部位のパンフレット等 (5) 身体障害者手帳の写し (6) 運転免許証の表裏両面の写し (自動車運転免許取得助成事業と同時申請の場合は不要) (7) 自動車運転免許取得助成事業と同時申請の場合は、改造車持込証明書

別表第 2

助成事業	実績報告に必要な書類
自動車運転免許取得助成	(1) 事業実施報告書 (別記様式第 4 号) (2) 収支決算書 (別記様式第 5 号) (3) 自動車教習所等の教習料の領収書 (4) 運転免許証の表裏両面の写し
自動車改造助成	(1) 事業実施報告書 (別記様式第 4 号) (2) 収支決算書 (別記様式第 5 号) (3) 改造施行業者の改造証明書 (別記様式第 6 号) (4) 改造施行前及び施工後の写真

別記様式第1号

自動車運転免許取得助成事業計画書

氏名		年 月 日生 ( 歳)		
身体障害 の状況	障 害 名		障害等級	級
	身体障害者 手帳番号	宮崎県 第 号	手帳交付 年月日	年 月 日
職 業				
運転免許取得を必要とする理由				
入所を希望する自動車 教習所等	所在地			
	名称			
適性検査を受けた日		年 月 日		
入所(予定)年月日		年 月 日		
免許取得予定年月日		年 月 日		

自動車改造助成事業計画書

氏 名 生 年 月 日		年 月 日生 ( 歳)		
身体障害 の状況	障 害 名		障害等級	級
	身体障害者 手帳番号	第 号	手帳交付 年 月 日	年 月 日
職 業				
自動車改造を必要とする理由				
改造部位				
免許証の記号及び取得年月日		第 号 年 月 日		
免許取得の条件				

## 収 支 予 算 書

【収入】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
市 補 助 金	円	
自 己 資 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

【支出】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
自動車運転免許取得費等		
自 動 車 改 造 費	円	
合 計	円	

事業実施報告書

【自動車運転免許取得】

教習期間	年 月 日 ~ 年 月 日
教習時間	時間
免許取得年月日	年 月 日
免許証番号	
免許取得の条件	

【自動車改造助成】

改造の内容	
改造完了年月日	年 月 日
改造に要した総経費	円

収 支 決 算 書

【収入】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
市 補 助 金	円	
自 己 資 金	円	
そ の 他		
合 計	円	

【支出】

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
自動車運転免許取得費等		
自 動 車 改 造 費	円	
合 計	円	



別記様式第6号

自動車改造証明書

年 月 日

申間市長 様

所在地  
会社名  
代表者氏名

下記の車両は、身体障害者用に改造し、登録したことを証明します。

記

型 式	
車体番号	
登録番号	
登録日	年 月 日
登録者住所	
登録者氏名	
改造内容	
改造費用	円